



## Vol.51

弁護士 向井 蘭  
狩野・岡・向井法律事務所  
東京都千代田区麹町4-2-6第二泉商事ビル8階

### ★就業規則は「諸刃の剣」(7)

就業規則の運用が厳しく問われた裁判例があります。

#### 1 日本レストランシステム事件

日本レストランシステム（割増賃金等）事件（東京地裁平成22年4月7日・労判1002号85頁）です。

##### (1) 事案の概要

Y（日本レストランシステム社）は、多業態型レストランチェーンの経営を主な目的とする会社である。Y社は、「洋麺屋五右衛門」「にんにくや五右衛門」「卵と私」などを経営している。Y社の就業規則には、1か月単位の変形労働時間制が規定されている。Xは、Y社のアルバイト店員として、接客・調理を担当していた。Xは、Y社に対し、未払残業代・賃金を請求した。Y社は、「半月単位の変形労働時間制」を適法に導入しており、その点は労基署にも確認してもらったので、残業代の未払いはない、実労働時間はタイムカードではなくシフト表で把握しているので本給の未払いはない、と主張し争った。

##### (2) 裁判所の判断

未払賃金、付加金の支払いを命じた。

「Y社は、変形労働時間制を採用していた旨主張する。しかしながら、Y社が採用していた変形労働時間制は就業規則によれば1か

月単位のそれであったのに、半月ごとのシフト表しか作成せず、変形期間全てにおける労働日及びその労働時間等を事前に定めず、変形期間における期間の起算日を就業規則等の定めによって明らかにしていなかったものであって、労基法に従った変形労働時間制の要件を遵守しておらず、かつ、それを履践していたことを認めるに足りる証拠もないから、変形労働時間制の適用があることを前提としたY社の主張は採用できない。」

#### 2 就業規則の運用について

変形労働時間制を採用している会社は多いですが、私の知る限り、少数の会社しか適法に変形労働時間制を運用できておりません。

変形労働時間制は使用者にとって便利な制度です。1か月単位などで所定労働時間制を運用出来れば、残業代の削減につながります。

変形労働時間制の運用については、

「変形制の基本事項（変形の期間、上限、勤務のパターンなど）を就業規則または労使協定で定めよう、各人の各日の労働時間をたとえば1か月毎に勤務割表によって特定していくことが認められる。」

「他方、就業規則または労使協定上は変形労働時間制の基本的内容と勤務割の作成手続きを定めるだけで、使用者が労働時間を任意に決定できるような制度は違法とされる」（菅



## Vol.51

弁護士 向井 蘭  
狩野・岡・向井法律事務所  
東京都千代田区麹町4-2-6第二泉商事ビル8階

### ★就業規則は「諸刃の剣」(7)

野和夫 労働法第9版 307頁)  
とされています。

しかし、仕事量が事前に予測できないなどの理由から、製造業などを除けば、1か月ごとの勤務割表を作成し、その通りに運用している事例は少ないです。就業規則に1か月単位の变形労働時間制を定めたのであれば、そのとおり運用しなければなりません。

#### 3 労働基準監督官の見解について

Y社が主張している労働基準監督官の見解ですが、労働基準監督官は、「就業規則にある1ヶ月単位の变形労働時間制としては無効だが、実態として半月単位の变形労働としては有効である可能性がある」と判断したそうです。

しかし、Y社の就業規則には、1か月単位の变形労働時間制が規定されている以上、実態は関係ありません。就業規則に定めた以上、そのとおり運用しなければなりません。

裁判所はあくまでも一日八時間、週四十時間の法定労働時間制を原則であると考えています。变形労働時間制や裁量労働時間制はあくまで例外であり、その要件を厳しく判断します。

この点、私の経験上、労働基準監督官は、労働時間制度の運用について、使用者の見解

に理解を示すことがあります。私の経験でも、ある事案で、労働基準監督官が管理監督者の解釈を巡って、元管理職の方が管理監督者にあたると口頭で判断したこともあります。依頼者は労働基準監督官の言葉を信じておりましたが、私個人は依頼者にも伝えましたが、結論として管理監督者性が認められる可能性は極めて低いと思っていました。その結果、労働審判になり管理監督者性が否定されたことがあります。多くの場合、労働基準監督官よりも裁判官の方が非常に厳しい判断を下します。私の実感では労働基準監督官が○と言っても、裁判所では×と言われることが多いです。

なお、日本レストランシステムは、この判決をきっかけとしてアルバイト・パートに適用する变形労働時間制を廃止したとのこと(この訴訟を支援した労働組合のHPの記載 [http://www.seinen-u.org/2011.02.28\\_seimei.pdf](http://www.seinen-u.org/2011.02.28_seimei.pdf))。

お気軽にご相談下さい (10:00~17:00)

連絡先

TEL 03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982

E-mail : r.mukai@mbm.nifty.com

HP : <http://www.labor-management.net/>